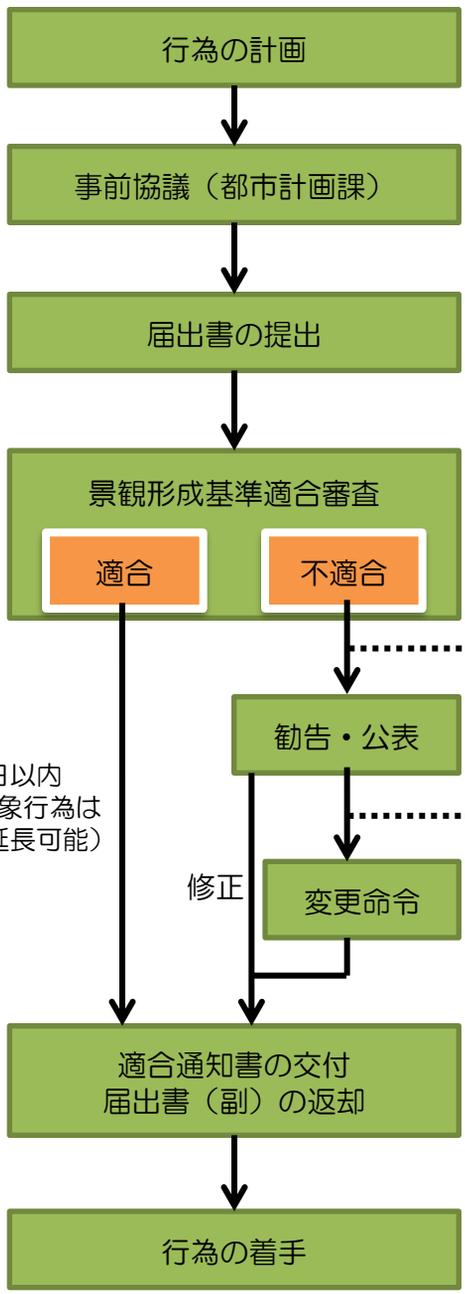


届出手続きの流れ



届出から30日以内
(特定届出対象行為は
90日まで延長可能)

特定景観形成地域や国指定名勝の周辺での一定規模の建築物の行為については、事前協議が必要です。また、これ以外の場合であっても、事前に相談をしていただくと以降の手続きがスムーズです。

- 【期 限】 行為着手の30日前までに
- 【提出先】 都市計画課又は各行政局産業建設課
※HP掲載の専用フォームから電子データ (PDF形式) で届け出することもできます。
- 【部 数】 紙の場合1部
※届出書控えの提供が必要な場合は2部

- 【期 限】 対象行為完了後速やかに
- 【提出先】 都市計画課又は各行政局産業建設課
※HP掲載の専用フォームから電子データ (PDF形式) で届け出することもできます。
- 【部 数】 紙の場合1部
※届出書控えの提供が必要な場合は2部